

市第125号議案 横浜市公告式条例の一部改正

1 趣旨

国では、デジタル・ガバメント実現等の観点から、押印・署名の見直しや行政文書の電子的管理の推進等を進めており、令和2年に各地方公共団体においても積極的に取り組むよう通知がされました。

これを踏まえ、総務局では、市民や事業者の皆様から市にいただく申請書等の押印・署名の順次廃止や、行政内部の文書決裁事務について、文書管理システムを活用した電子化を進めています。

その結果現在、市民からの手続における押印・署名は、9割以上廃止するとともに、文書決裁事務については、長等の市の機関による署名が必要な文書を除き、電子化を図っています。

そしてこの度、横浜市公告式条例の一部を改正し、規則の制定改廃など、条例により長等の市の機関による署名をしてきた手続を記名へと変えることにより、文書決裁事務の更なる電子化を図ります。

2 改正の概要

- (1) 規則の制定改廃等の際し、署名から記名に変更（改正後の第3条・第4条（市長の定める規則の公布等）及び第5条（その他の規則及び規程の公表））

規則の制定改廃等に係る文書について、文書管理システム上で処理が完結できるようにするため、これまで紙文書により署名としていた手続を記名に変更します。

- (2) 地方自治法と重複している規定の整理（改正前の第3条の削除）

施行期間の特例について規定した改正前の第3条については、地方自治法第16条第3項において同一内容の定めがされていることから、削除します。

- (3) その他文言の整理等

- ・仮名遣いを現代仮名遣いに変更します。
- ・分かりやすく平易な表現となるよう、「市所属公署」を「区役所等」に変更します。

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 施行予定日

公布の日

横浜市公告式条例（昭和25年8月条例第35号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○横浜市公告式条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月 30日 条例第35号</p> <p>市会の議決を経て、横浜市公告式条例を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">横浜市公告式条例 (第 1 条省略) (条例の公布)</p> <p>第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、横浜市報に登載してこれを行う。<u>但し、天災地変その他緊急の必要により横浜市報に登載して公布することができないときは、市役所及び市所属公署の掲示場に掲示してこれにかえることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期間の特例)</u></p> <p>第 3 条 <u>条例は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</u> <u>但し、条例に特別の定があるときは、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(規則に関する準用)</u></p> <p>第 4 条 <u>前 2 条の規定は、規則にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(規程の公表)</u></p>	<p>○横浜市公告式条例</p> <p style="text-align: right;">昭和25年 8 月 30日 条例第35号</p> <p>市会の議決を経て、横浜市公告式条例を次のように定める。</p> <p style="text-align: center;">横浜市公告式条例 (第 1 条省略) (条例の公布)</p> <p>第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して市長が署名しなければならない。</p> <p>2 条例の公布は、横浜市報に登載してこれを行う。<u>ただし、天災地変その他緊急の必要により横浜市報に登載して公布することができないときは、市役所、区役所等の掲示場に掲示してこれに代えることができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(削除)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(市長の定める規則の公布)</u></p> <p>第 3 条 <u>市長の定める規則を公布しようとするときは、公布の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。</u></p> <p>2 <u>前条第 2 項の規定は、前項の規則について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(市長の定める規程の公表)</u></p>

第5条 規則を除く外、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入して市長印をおさなければならぬ。

2 第2条第2項及び第3条の規定は、前項の規程にこれを準用する。
(その他の規則及び規程の公表)

第6条 第2条及び第3条の規定は、市会の会議規則、傍聴人取締規則その他市の機関の定める規則で公表を要するものにこれを準用する。但し、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。

2 第5条の規定は、市の機関の定める規程で公表を要するものにこれを準用する。但し、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、「市長印」とあるのは「当該機関印」と読み替えるものとする。
(規則又は規程の施行期日)

第7条 規則又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(委任)

第8条 この条例施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和25年9月1日から施行する。
- 2 横浜市公告式条例（昭和25年2月横浜市条例第1号）は、廃止する。

第4条 第2条第2項及び前条第1項の規定は、市長の定める規程（同項の規則を除く。）で公表を要するものについて準用する。

(削除)
(その他の規則及び規程の公表)

第5条 第2条第2項及び第3条第1項の規定は、市の機関（市長を除く。以下同じ。）の定める規則及び規程で公表を要するものについて準用する。この場合において、同項中「市長名」とあるのは、「当該機関名」と読み替えるものとする。

(削除)
(規則又は規程の施行期日)

第6条 市長又は市の機関の定める規則又は規程で公表を要するものは、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、昭和25年9月1日から施行する。
- 2 横浜市公告式条例（昭和25年2月横浜市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。